

http://www.e-meisei.net

No. 52

発行 (社)愛知建築士会名古屋西支部
編集 広報渉外委員会
清須市西枇杷島町南六軒37 みのじの館内
TEL(052)502-0938 FAX(052)502-0939

印刷所 株式会社 ウエルオン TEL(052)732-2227

基準法改正その②—支部会員の声—

建築基準法改正後の現状

高倉 康人

昨年6月20日の基準法改正から半年以上が過ぎました。木造住宅などは構造計算を伴わない小規模物件に関しては、受付から確認まで1~2週間程度と落ち着きを取り戻してきたようです。住宅でも構造計算が必要な物件については未だに不確定な部分が多く、意匠のチェックが終了していても構造待ちで、確認が下りない状況が続いているようです。現状としては構造計算が必要な場合は極力「ルート1」で適判に回らないように柱割りを計画することが大前提になっています。小規模な店舗等でも自動的に空間に大きな規制がかけられてきますし、無理して適判物件になると以前より期間が短くなったとはいえ、3~4ヶ月の空白期間は営業的に大きいようです。「ルート1」で申請期間が短くなっても構造的には以前よりメンバーが大きくなってたり、原油高等により材料の値上がりが激しく、入札後に確認申請を行う場合は、「価格変動を加味して下さい」と一筆入っている場合も有ります。土地が眠っている期間が長くなった為、都心で100円パーキングが増えているのは、その対策の為とも言われています。岐阜県、三重県で確認申請を出す機会があったのですが、担当者と話をするとな愛知県よりは順調に動いているとのこと。昨年末、県との意見交換会に参加させて頂いた時、「前年比でみれば回復傾向にある」と話がありましたが、現在滞っている部分については人数増員等による積極的な解消方法は取れないとのことでした。

建築士会側からは「滞っている部分を解消しない限り予定しているような正常化は難しく、今年も同じような状態が続くのではないか?」との声も上がっていました。年末には4号の特例廃止が決まっているようですし、建築基準法改正が正常化する前に、新たに悩みの種が増えそうな感じがします。

確認申請における構造設計の状況

江口 眞樹

問題多き改正基準法のスタートでしたが、迷走しながらも多少は落ち着いてきたようです。しかしスムーズな流れにはほど遠いようです。確認申請における構造設計について、当初は構造細則がはっきりしない内のスタートで、2ヶ月後にやっと具体的な計算指針が出ました。構造設計者はその内容を理解するのにかなりの時間がかかります。その段階で疑問が生じた点を国土交通省に質問します。その回答がQ&Aと言う形で発表される訳ですが、それが今現在もなおおろろろと出続けていて、我々は常にそれに気を配っていなければなりません。昨日までの設計方法が通用しなくなるということもあるからです。

さて、構造設計の規模等によって適合性判定の有無があります。おおまかにいえば比較的規模が小さくてルート1の計算ですむのが非適合性判定、それ以外が要適合性判定になります。確認申請に要する日数では、非適合性判定物件で2~3ヶ月程度、適合性判定物件では更に1~1.5ヶ月以上かかっているようです。(私が構造計算をして、8月中旬に申請した物件が2月16日の段階でやっと適合性判定の審査にまわりました。)

鉄骨造に限って言えば、ルート1で計算すれば多少不経済な設計になるわけですが、申請に要する日数を考え、こちらを選択する機会がずいぶん多くなってきたように思います。

適合性判定物件は2月中旬までに380件審査を終えています。当初は本当に少ない数でしたが、今は月に140件前後の審査を終えています。RCとS造の比率は1:2位です。

不適合と判定されるのはどれくらいあるかといいますが、ほとんどありません。私も判定員として30件以上は関わってきましたが、1件あっただけです。私達設計者にとって悪いところが目立つ改正基準法ですが、構造設計の質は上がってきていると思います。

改正後の設計・施工の現場から

岡島 直樹

平成19年の「新設住宅着工数」は総計106万戸余と、40年ぶりの低水準となった。昨年までの住宅業界では、近年120万戸前後で推移してきた着工数も少子高齢化の影響で徐々に減少し、この10年で100万戸を切るとの予測がなされ、業態の変革やビジネスモデルの再構築などの対策を準備していた矢先だったが、いきなり厳しい状況を迎えたことになる。住宅だけでなく他の建物も同様であろう。

私の会社でも、改正直後の確認の停滞を予想して、鉄骨造の2階建事務所+作業所を木造金具工法に切替えて工期に間に合わせた例や、鉄骨造の工場の確認がなかなか下りなくて、操業スケジュールの見直しから、工事そのものが延期となった例など、少なからず影響を受けている。また、木造3階建の住宅の提案も、慎重になっている。木造2階建の住宅の確認申請の現場では、当初は滞っていたが、現在ではようやく落ち着きを見せている。現場での検査も今では、特に問題なく行われているようだ。

それでも懸念材料が消えたわけではなく、いわゆる「4号特例の廃止」の問題がある。当初の法改正のロードマップには、本年12月より特例の廃止となっていて、また新たな大混戦が予想されていた。これも来年6月まで延期とか、最近の報道では、先送りを視野に白紙ということも言われている。私も特例廃止の対策を関係先と進めていた最中で、正直戸惑っている。

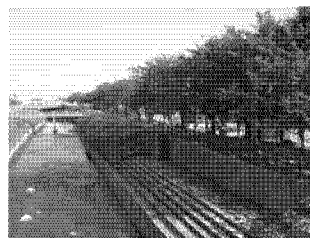
「悪質な業者の排除」と「良質な建物の提供」を目的とした今回の法改正の精神は理解し、支持をしている。しかし実務者の声を反映せずに運用されたことが一番の問題である。この半年で法の見直しなどがなされてきたが、私たちが振り回されてばかりで、結局はユーザーが一番不利益を被っている。

私の好きな空間 岡島 直樹

ここ数年、休みにはマラソンをしている。調子のいいときは、自宅から小牧山までの往復15キロを走る。



早朝に走る心地よさは、何物にも換えがたく、飽き性の私にはよく続いている。写真は、マラソンコースの合瀬川堤防。川と木々の間を走りながら、時々すれ違う同志と声を掛け合う、私のストレス解消法でもある。



秘密の場所

もうひとつの「クワン」

森 登

ここは江川線明道町、中央菓子卸市場北にある隅田神社です。敷地間口は4m程で、参道の中は1.8m、東と西の道路に挟まれた通り抜けになっています。中は南北の建物と樹木に囲まれ、光が上から落ちています。わずかな隙間に向こうの道路の様子が垣間見え、「もうひとつの世界に降り立った」感覚に包まれます。地域住民に守られた、小さな宇宙がありました。



機能やメンテナンス性に加えて、デザインにこだわるなら
こだわりのクオリティ、サンゲツのカーペットタイル



SANGETSU http://www.sangetsu.co.jp 本社/名古屋店 TEL.052-564-3111 名古屋ショールーム TEL.052-564-3225

百瀬測量登記事務所

土地建物の測量・調査・登記申請
〒452-0044 清須市西枇杷島町南六軒13番地 TEL(052)501-5686
(みのじの館より東へ徒歩1分) FAX(052)501-5689
土地家屋調査士 百瀬 静
土地家屋調査士 百瀬 真代

自分らしい暮らし、描くイメージを実現する。
AICA MARLESS II INTERIOR SERIES

アイカ工業株式会社名古屋支店
愛知県名古屋市中区千代田3丁目22番22号
TEL: 052-331-4133【代】 FAX: 052-331-6904
URL: http://www.aica.co.jp

住宅リフォーム・リニューアル工事、耐震補強工事
集合住宅・ビル・マンション・一般住宅・倉庫・工場・営業店舗

豊かな環境を創造する
株式会社 ムラテ
テレビ愛知毎週土曜PM6:30
「遊びに行こう!」CM提供中
URL http://www.murate.com/
〒453-0861 名古屋市中村区岩塚本通1-51 TEL052-411-8111 FAX052-413-1036
津島(営) TEL 0567-31-0780 名岐(営) TEL052-400-1291

美濃路ウォッチング “歩いて楽しい「歴史街道美濃路」” 俳句・写真展開催

美濃路まちづくり推進協議会 臼井 鎌造

平成19年度愛知地域貢献活動センターの助成を受けた、標記作品展表彰式が、2月16日(土)清須市ふるさとの館にて開催されました。

応募作品は写真部門一般が41点13名。小中学生が42点29名。俳句部門一般は210句44名。小中学生は527句247名でした。小学生の応募が多く、教育委員会、各学校先生方の強い後押しなど、ご支援の賜物と思われま

す。当日は多くの受賞者や関係方々がふるさとの館に集まり、地元TV局「グローバルテレビ」の取材もあり緊張の中、式が進みました。

俳句部門・写真部門、一般・小中学生とも、最優秀賞(清須市長賞)各1点、優秀賞(中日新聞社賞)各1点、優秀賞(美濃路まちづくり賞)各1点、佳作は俳句小中学生が10点、その他は5点に贈られました。

表彰式当日から2月26日



表彰式

(火)まで表彰作品と選外佳作の作品がふるさとの館に展示されました。

この作品展は、平成19年度愛知地域貢献活動センター助成事業に選ばれたもので、主催は枇杷島みのじ会。西支部が推薦支部となり、7月の事業報告には枇杷島みのじ会と共に報告することになっています。失われ行く美濃路の面影、生活、文化を見つめ直す機会をと企画されたものです。清須市市長公室企画調整課大沼賀敬氏の絶大なるご支援、ご協力があったればこそ成功したと思っております。紙面を借りましてお礼申し上げます。

主催 枇杷島みのじ会
共催 美濃路まちづくり推進協議会
後援 清須市、名古屋市西区、中日新聞社、みのじ発展会、清須市商工会連合会、(社)愛知建築士会名古屋西支部



会場風景

写真

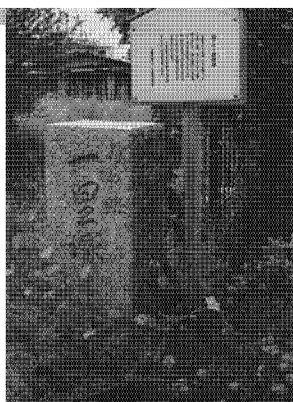
小中学生の部



最優秀賞(清須市長賞)▶
「須ヶ口一里塚」
清須市 安田 豊

◀最優秀賞(清須市長賞)
「昔なつかしそのまんま」
清洲小6年 鷺津 実希

一般の部



研修勉強会 平成19年12月13日(木)開催

改正基準法その後

山田 正博

昨年6月の改正建築基準法により確認申請に混乱が生じている中、西支部第2回研修勉強会「改正基準法その後」が開催されました。参加者も非会員を含め50名となり、会場のTOTOマルチスペースも満席状態でした。講師を(株)確認サービスにお願いし、担当の方から国交省より11月に発行された実務者向けの「新しい建築確認手続きの要点」の解説と(株)確認サービスにおける確認審査・中間及び完了検査フローについての案内がありました。

平成10年基準法改正により検査業務が民間開放され、128機関が指定を受け、取消1社、廃業4社の状況となっています。法令解釈が機関により異なり、さらに確認の受理・不受理もあり、審査機関への不満を助長しています。

研修会で寄せられた質疑に対する(株)確認サービスの返答と講習会の様子は支部HP、また最新情報につきましては財団法人建築行政情報センターのHPに掲載されていますのでアクセスして下さい。



平成19年度 第2回 名西支部研修見学会

『明治村：芝川又右衛門邸と帝国ホテルの見学』を終えて

原 英光

「芝川又右衛門邸」は明治村13年ぶりの移築復元であり、平成19年9月より一般公開された新しい見所である。「芝川又右衛門邸」の設計は武田五一(1872-1938)で、「帝国ホテル」を設計したF.L.ライト(1867-1959)とは、F.L.ライトが1905年に初来日した時から交流があった。武田五一はアールヌーヴォの影響をうけつつも、法隆寺をはじめ宇治平等院鳳凰堂や金閣寺などの文化財の保存・復旧にも取り組んだ建築家である。一方F.L.ライトは、浮世絵の収集家でもあり、シカゴ万博で宇治平等院鳳凰堂の模型の展示を見て日本の建築に触発されたと言われている。この二人が芝川邸と帝国ホテルを設計する前に既に交流があり、互いに影響をうけていたとするとこの二つの建物がとてもドラマチックに見えてくる。



芝川又右衛門邸



明治村にて

の一面見 mismatch と感じられることが見事にまとめあげられている。建物は細部まで考え込まれデザインされており、そのデザインには理由が隠されているらしい。随所に見られるハート型・お風呂の天井のトンボ・外壁内壁の一部に見られる渦巻き模様・切妻と寄棟が不思議な形を作る立面などなどは、なぜその形にしたのだろうと考えさせられる。建物の周りの環境?建主の背景?黄金比?幾何学?シンメトリー?その理由は明確ではないが、こういった仕掛けによりこの建物にはとても愛着が湧き、身近に感じられるものになっていったのであろう。この仕掛けを解明するべく、また訪れてみようと思う。

充分堪能した後に「帝国ホテル」へと向かった。これまで何度も訪れているが、武田五一とF.L.ライトの関係をふまえて見ると、とても新鮮に見えた。

そして次回の見学会は「帝国ホテル」の外壁のタイルの生産地である常滑の「INAX資料館・どろんこ館」(予定)とのこと。とても楽しみです。



帝国ホテルにて

超高強度軽量コンクリート製OAフロア

ネットワークフロア - Eco 29/40

エコマーク認定番号 第 03123060 号

共同カイトック株式会社 <http://www.ky-tec.co.jp>

(中部FS営業所) 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-8 TEL (052) 581-0204

ドームからテントまで

世界中で大空間構造物にチャレンジ

太陽工業株式会社

東京 (03) 3714-3331・名古屋 (052) 541-5111・大阪 (06) 306-3111
札幌・仙台・広島・福岡・アメリカ・台湾・シンガポール・ドイツ
インターネットアドレス <http://www.taiyokogyo.co.jp>

皆さん、「バウンドテニス」ってご存知ですか?「聞きなれないな〜。」という方が多いと思います。それもそのはず、まだ30年ぐらしか歴史のない新しいスポーツです。



「バウンド」というのは、「bound」=「限りがある」という意味です。その名の通り、屋内で芝コート(3m×10m)を敷いてプレイします。ネットは50cmの高さで、ラケットもボールもテニスのものに比べて一回り小さいものです。テニスのミニチュア版とでも言いましょうか、想像していただけますか?

テニス少女だった私が、子育ての手があいて、何かスポーツをしたいと思った時に出会ったのが、このバウンドテニスでした。初めは、コートが狭く、楽しそうに見えたのですが、いざやってみると、結構運動量があります。小さなコートにボールをコントロールすることにも苦労したものです。「何でもやってみると奥が深いなあ。」と感じ、クラブチームに入会しました。以来4年、どんどんのめりこんでいっています。

ふだん、中村スポーツセンターで週1~2日ペースで練習しています。ボールを追いかけていると嫌なことを忘れ、ストレス解消にもなります。日頃の成果を試すべく、いろいろな試合にも出ます。日常生活では味わえない適度な緊張感があり、仲間と一緒に勝敗に一喜一憂するのも楽しいです。

そういった試合や他クラブとの交流会に参加すると、驚くほどお元気な先輩方にたくさん出会います。ハツラツとプレイされる姿を見ると、「20年後、あありたい!」と願わずにはいられません。今、4?才の私ですが、生涯スポーツとして続けていこうと思います。

この記事を読んで、興味を持たれた方、ぜひ見学にいらして下さい。大歓迎です!!

先日、木造住宅耐震診断の報告でお伺いした時のことです。(診断時は奥様のみの立会い)

申込者のご主人は作務衣(?)の様な格好で、私を迎え入れて下さいました。名刺をいただいて納得!名刺には手彫り欄間専門とあり、雅号も書かれていました。

報告も一通り終わり、雑談で最近の欄間事情を聞かせていただいて、とても面白く、私に興味深い話ですっかり時間も忘れてしまいました。その時の話ですが、最近は和室の二間続きの家が少なくなり、すっかり欄間自体の需要が減ってきているそうです。

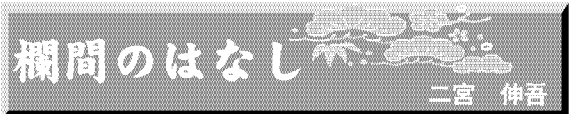
私は共同住宅の設計をする事が多いのですが、確かに共同住宅でも昔だと一室は和室を設置していましたが、最近では二室採光でLDKの奥まった和室程度で個室での和室は無くなり、分譲では和室があってもクライアントさんの要望で、洋室に変更される事が多くなってきているそうです。それは専用住宅でも言える事で、和室が無い住宅も増えて来ました。ですから和室の二間続きはとてとても。ですが和室が一室でもあれば欄間は設置可能です。恥ずかしながら私は知りませんでした(照笑)。片面を殺し、透かして欄間を設置するみたいなのです。雑談に時間を忘れてしまったので、見させていただく事ができませんでしたが、今度機会があったら是非様子を拝見させていただこうと思っています。

お客様を応接する畏まった和室ではなく、ちょっとゴロンとする為の和室でも、さり気ない床の間や欄間一つで雰囲気はがらっと変わります。まだまだ勉強不足の私は、そのさり気なさの程度がとて難しい事なんですが。(笑)

そのご主人にも申しましたが、設計に携わっている我々建築士は引出しが多くないといけません。例え和室自体が少なくなってきた昨今とは言え、もしいつか欄間が欲しいクライアントさんで、プラン的に和室が一室しか設置出来ない場合になっても、提案する事が出来ます。その引出しの奥に知識としてしまっておく事が出来ました。

先にも書きましたが、本当に今回の木造住宅耐震診断の報告はとて面白く、又、私にとつとてとてもためになる時間となりました。

ただ後日、よく付き合いのある工務店さんにその話をしたら、片面殺しの欄間は地方の住宅のリフォームではやる事あるよって...。(あれっ?笑)



「前へ、前へ」

あいち建築デザイン専門学校 渡邊 奈苗

学生のコラム

「目標を持つこと」

名古屋モード学園 松村 正夫



まず始めに、私になぜ建築の学校へ行こうと決めたのかというと、ただ単純に建物を見るのが好きで、それに部屋のインテリアなどを考えるのが好きだったからです。理由はそれだけでした。

元々、高校は普通科の出身で、工業高校出身の人達と比べて劣ることがたくさんありました。製図を引くのは遅いし、CADの使い方などわからないことばかりでした。けれども、毎日建築の勉強をしていくうちに、勉強したことが資格取得につながったり、建物に対しての見方が変わったり、建築についての知識が徐々に身に付いていると感じました。

そして今、私は卒業制作で店舗設計をやっています。自分が納得のいく作品を作るために何度も先生と話し合ったり、本を見て色々調べたり、実際に店舗を見に行ったりもしています。うまく進まずに壁にぶつかる時もあります。しかし、考えて止まっている訳にはいきません。時にはつまづき落ち込む事もあるけれど、それをバネに更に良い作品が作れるよう努力していきたいです。

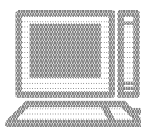
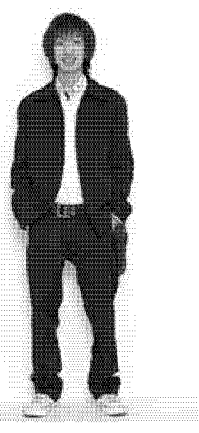
僕は名古屋モード学園のインテリア学科で、日々の課題に追われながらも毎日頑張っています。

モード学園では主に住宅や店舗の内装や外観のデザインをしたり、インテリア全般について勉強しています。

毎年行なわれるモードフェスティバルでは、最高学年が卒業製作課題として作品を展示する場もあり、一般の人にも見てもらえるので自分にとって、とても良い刺激になると思います。

僕は大学を卒業後すぐに就職するつもりでしたが、

目標もなくただ闇雲に就職しても今後の人生で後悔するだけだと思い、名古屋モード学園の入学を決めました。今は目標をしっかりと持ち、そのおかげで課題にもやりがいを持って取り組む事ができています。もし今、目標もなく過ごしている人がいるなら、何か目標を持つことを勧めると同時に、目標を持って頑張っている人を僕は応援します。



青年部主催 マルチメディア研修会を開催致しました。

青年部長 宮坂 英司

2008年2月13日13時半より、名古屋駅前の松下電工研修室をお借りして、マルチメディア研修会を開催させて頂きました。当日は13名の参加がありました。私自身、仕事柄住宅を設計する事が多く、住宅のインターネット事情の変化には、驚くものがあります。少し前まではISDNが主流だったのが、ADSLにとって代わり、その後光ケーブルやケーブルテレビ



ネットが普通になってきました。家庭内LANも普通にプランニングに入れていかないと、クライアントさんに怒られます。無線LANも簡単ですがセキュリティに問題がある事や、コンセントを家庭内LAN代わりに使う事もできることなどを、設計士として知っておかないと困る時代です。今回の研修はそのような内容を非常にわかりやすく教えて頂く事ができました。パソコンだけでなく、テレビやゲームもインターネットに接続しないと、十分に楽しめない時代がきました。テレビを置く場所に、電話端子とLAN端子を準備しておくように致しましょう。

今後も家庭内の通信環境は変化して行くと思いますが、しっかり情報を収集していきたいと思っています。

平成20年度会費納入のお願い

支部報52号がお手元に届く頃は、別れと、新しい出会いを迎える時節であります。西支部でも、まもなく新年度を迎えます。愛知建築士会では定款細則により、会費は前納することになっており、私達支部には前納還付金が支給されます。西支部は支部会費を徴収しないで運営しており、還付金は貴重な収入源です。会員減少の流れのなか、厳しい支部運営を強いられております。支部活動を支えるため、是非とも会費前納をお願いいたします。 支部長 白井 鑑造

名古屋西支部 新入会員紹介

H20. 3. 1

地区	氏名	生年	自宅住所	自宅TEL	勤務先
西	清水 裕二	S41	〒451-0045 西区名駅2-8-7	(052) 571-8700	愛知淑徳大学
清須	浦川 清博	S27	〒452-0000 清須市助七五反田7-1	(052) 400-8962	(有)テクニカルオフィス

平成20年度支部通常総会のご案内

- 日時 平成20年4月17日(木) PM6:00~
- 場所 ホテルキャッスルプラザ 中村区名駅4-3-25 TEL582-2121
- 懇親会 午後7時より(会費 5,000円)

青年部総会も同場所に於いて午後5時15分より行います。(受付5時より) 準備の都合がございますので、出欠席のご回答を返信ハガキにて4月10日までにお知らせくださいますようお願いいたします。又、欠席の方も委任状が必要となりますので、必ず委任状を記入の上返信をお願いいたします。

Total Media Support

WELL ON 株式会社 ウェルオン

〒460-0007 名古屋市中区新栄三丁目21番31号
TEL 052-732-2227 FAX 052-733-3178
URL http://www.well-on.co.jp/



建築基準法解説シリーズ

令第46条の解説

解説担当 馬場 富雄

今回から風圧力に対しての構造について、お話を致します。今までは地震に耐えるという意味から「耐震壁」と言っていましたが、これを「耐風壁」という名称に読み替えることとなります。

■風圧力に対しての構造設計が建築基準法施行令の木造規定に導入されるまでの経過について

建築基準法第20条に構造耐力設計の必要条件が掲げてあります。この中に外力として雪、風、土圧、水圧、地震等とありますが、何と云っても地震と風が両横綱だと思えます。なのに昭和25年に発足した建築基準法施行令の木造規定は「地震力については」「風圧力については」という手法をとっていません。この時の規制は地震について考えたものなのですが当時の考え方として、「地震力について考えておけば風圧力が、これより大きくなることはないだろう」ということになっていました。ところが昭和30年代になって日本の経済成長が進み、建築工事が爆発的に増加してきました。それに伴って古い既設建物の除却も大変増えてきたのです。当時の建築相談でかなり多かったのが、長屋の一部除却で残った建物が安全かどうかというものでした。

たとえば、二戸建長屋の内一戸を除却した場合、建物全体で考えると耐震壁の量は半分になってしまいますが、建築面積も半分になるので、地震力も半分になります。従って建物の安全性は変わらないということで「各戸でそれぞれ構造が考えてありますから大丈夫ですよ」というような回答をする例が多かったのです。しかし、これには落とし穴がありました。一戸除却しても建物の側面にかかる風圧力は同じで地震力のように半分にはなりません(図1参照)。風圧力が一定なのに耐風壁の量が半分になってしまふ! すなわち風圧力が、半分になった地震力を上廻る危険性が生じるのです。今のお話は二戸長屋のことでしたが、これが三戸長屋、四戸長屋となりますと一戸毎の間口は大体狭くなります。この内たとえば一戸残ったとすると、とても薄っぺらな建物になってしまい、見ただけで、危険を感じます。事実風圧力による構造計算をしてみると全然もたないのです。他方住宅需要を満たすための社会現象として、大きな

敷地を細かく分筆して各住戸の販売価格を下げるようになってきました。通称「うなぎの寝床」という敷地形態です(図2参照)。この場合各戸は薄っぺらい建物となり風圧力による耐風壁が地震力によるものよりも、たくさん要ることになるかも知れません。このような事例から耐風計算が必要だということになり、昭和46年の建築基準法大改正の中に木造建物の風力による構造チェックが義務づけられたのです。このチェック方法については次回に図解して、詳しく解説します。

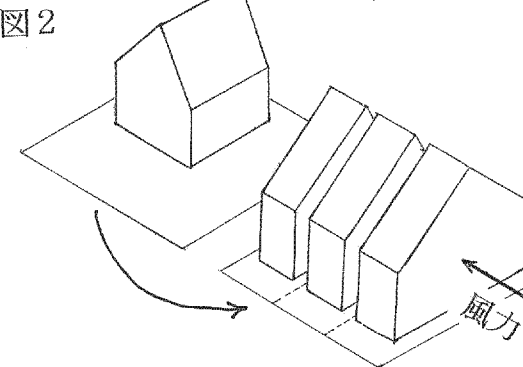
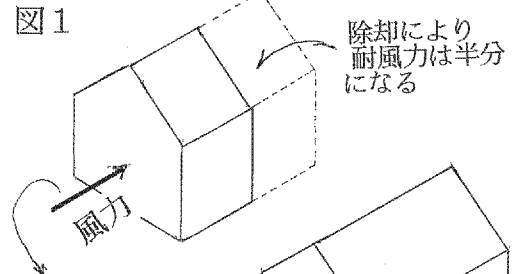
■風圧力についての今後の問題

今、巷では地震、地震とマスコミが騒いでいますが、本当は超大型台風の襲来の危険が一番迫っているのです。現在の基準で木造の耐風についてはどの位の事が考えてあるかといいますが、大体風速40m位までの風力に耐えるようになっていてと考えてよいと思います。冒頭に申しました超大型台風は地球の温暖化により海面温度の上昇が原因とされており、既にアメリカでは風速60m~70mのハリケーンが上陸し、超被害が発生しています。風速60mがどの位の風力を持っているかと申しますと、風速30mの約4倍の破壊力を持ち、日本の木造建物などはバラバラになって空中に飛散してしまうのです。あとに残るのは基礎と土台だけです。マイカーも空中に飛ばされます。このような猛台風に耐える木造建物を我々は設計できるのでしょうか。その答えは「不可能」ということです。ではどうしたらよいのでしょうか?

私はかつて戦時中の日本を思い出しました。いよいよ戦争が激しくなり、アメリカの本土爆撃が必至というとき、日本の政府は次のような指令をだしました。「敵機から爆弾を落とされた時地上に居ると爆風で命がない。よって各家の庭に穴を掘って、その中に避難せよ」。通常我々はこれを「防空壕」と呼んでいました。防空壕を造ったかどうかの厳しい検査もありました。猛台風が迫ってきた以上、まさにこの爆風を猛台風と置き換えることになるのではないのでしょうか。数十年後の建築基準法は「各住宅には防風壕(造語)を設置しなければならない」というようなことになっているかも知れません(図3参照)。現在の建築基準法第1条には国民の生命、健康及び財産を保護するために書いてありますが、猛台風の場合は命を守って財産を捨てることになるかも知れません。

■竜巻の発生について

最近竜巻の発生が、かなり多くなってきました。近々にはアメリカで大竜巻が発生し、大被害をだしました。



竜巻の原理はむずかしいものではありません。上空で発生した空気の渦巻が地上めがけて降りてくる現象なのです。ただ降りてくるときに渦巻の径がだんだん細くなりますので、それだけ風速が大きくなり、地上の近くでは風速60m位になるものもあります。風速60mともなれば先程お話ししたように木造建物でしたら、「あっ」という間にバラバラになってしまいます。ただ、何時、何処でどの位の強さということになると全く予測がつかないので、建築行政としても対応できません。昔から突然襲ってくる恐いものとして「地震、雷、火事、おやじ」と言い伝えてきました。この中に台風が入っていないのはある程度予知できるため、突然ではないと考えたのでしょう。最近はおやじの力も大分地に落ちていきますので、この際おやじには引退していただき「地震、雷、火事、竜巻」としたらどうでしょうか。

春 夏 秋 冬

長谷川 隆雄

建国記念日に、「聖徳太子は実在しなかったようだ」という新聞の社説が載っていました。日本史のヒーローと言えば中大兄皇子、額朝、義経、三英傑等が浮かんで来ますが私は、律令国家建国の礎を築いた太子こそ其の英雄・偉人だと思っています。そう、お札にもなっていました。これ迄の太子像は、「日本書紀により創作され、太子信仰により捏造された」として近代の実証的歴史学が

否定しているのです。永年、太子に親しんできた者には日本史のロマンを否定する非情な学説に思えます。

15年前程、「聖徳太子は大陸からの渡来人だった」という本を読みました。「日出ずる処の天子、日没する処の天子に…」の親書は委国に生まれ育った者の感覚ではないと記しています。別の著書では、当時の大王蘇我馬子の存在を消すため、「書紀」で架空の分身として太子を創り出したと論じています。

しかし私は太子を虚像とは思いたくありません。法隆寺を訪れば、飛鳥の香り漂う中で太子への思いを強くするでしょう。

編集後記

51号に引続き、法改正・支部会員の声を掲載しました。会員の皆さんにおかれましては

いかがでしょうか。確定申告を終えて影響が数字的にハッキリ表れてきたのではないのでしょうか。法改正については今後しばらくの期間、投稿コーナーを設けますので事務局へ連絡下さい。お待ちしております。 森 登

SPEEDY 従って電圧センサーと比較する約3倍の速さ、さらに高品質の印刷が特徴。

STYLISH フラットで高級感のあるアルミ仕上げは、これまでにない、上品なデザイン。

SIMPLE 極めて薄いカードサイズ(クレジットカード)なら、裏から取り出すことも簡単にできる。

SAFETY 安全・安心! 指はさみ防止と2重の衝撃吸収設計を施した安全・安心設計。

文化シャッター株式会社 中部支社 営業推進部

愛知県名古屋市東区泉1-9-22
名古屋BXビル4階 〒461-0001
電話 052-955-2231
FAX 052-955-2551
http://www.bunka-s.co.jp

建築士 宅建

1級建築士
2級建築士
宅地建物取引主任者
1級建築施工管理技士
1級土木施工管理技士

名古屋校 TEL.052-202-1751 岡崎校 TEL.0664-57-8161
小牧校 TEL.0568-42-1211 豊橋校 TEL.0532-57-0311
総合資格学院 http://www.shikaku.co.jp

特許第2520229 special pet amenity

“ろづくり” 杉フローリング” こりゃいいワン!
“床暖房対応” “襦” たまらんニャ〜!
“光触媒” 壁紙板” におワン・ニャー

特許技術による ペットにとって優しい床

有限会社 ジー・エヌ・エヌ
http://www.gnn-yuka.com
〒452-0902 愛知県清須市助七東山中71
【TEL】 052-401-1380 【FAX】 052-401-4345

シロアリ予防と高級なベランダ防水 (水性塗膜)

木を愛し、住まいを守る

株式会社 アイキ
(旧社名 株式会社 中部しろありセンター)

本社 名古屋市中区八事天道913番地 Tel.052-834-1010(代)
代表取締役 田中 研一